3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　飛砂の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

由利本荘市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　干害の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

由利本荘市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

由利本荘市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。）第五条の七の二第二項第二号、第二十条の二の二第二項第二号及び第二十二条の二十三の三第二項第二号の規定を実施するため、経済産業大臣の行う確認に関する手続を次のように定めたので告示する。

平成二十三年十二月五日

経済産業大臣　枝野　幸男

（確認申請書の提出）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。）第五条の四の二第五項第二号、第二十七条の五の二第五項第二号又は第三十九条の四十の二第三項第二号に掲げる建築物につき、規則第五条の七の二第二項第二号、第二十条の二の二第二項第二号又は第二十二条の二十三の三第二項第二号の規定による経済産業大臣の確認を受けようとする者は、様式による確認申請書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。（提出先は、エネルギー使用制御設備（政令第五条の四の二第四項又は第二十七条の五の二第四項に規定する空気調和設備、照明設備その他の建築設備の計測、制御、監視又は管理を行う設備をいう。以下同じ。）を設置する建築物の所在地を管轄する経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局。）

（確認）

第二条　経済産業大臣は、前条の規定による確認申請書の提出があった場合において、エネルギー使用制御設備を設置する建築物が政令第五条の四の二第五項第二号、第二十七条の五の二第五項第二号又は第三十九条の四十の二第三項第二号に基準を満たすものであると認めるときは、その確認を行うものとする。

（確認書の交付）

第三条　経済産業大臣は、前条の確認を行ったときは、当該確認に係る確認申請書一通にその旨を記入し、確認書として当該確認を受けた者に対し交付するものとする。

（確認の取消し）

第四条　経済産業大臣は、第二条の確認を受けた者が第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該確認を取り消すことができる。

様式（第1条関係）

租税特別措置法施行規則第5条の7の2第2項第2号、第20条の2の2第2項第2号又は第22条の23の3第2項第2号の規定による確認申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日

※確認年月日

※確認番号

申請者名（署名又は記名押印）

住　所

租税特別措置法施行令第5条の4の2第5項第2号、第27条の5の2第5項第2号又は第39条の40の2第3項第2号に規定する基準を満たすものであることにつき、租税特別措置法施行規則第5条の7の2第2項第2号、第20条の2の2第2項第2号又は第22条の23の3第2項第2号の規定により経済産業大臣の確認を受けたいので、下記により申請します。

記

1．申請に係るエネルギー使用制御設備を設置する前の建築物のエネルギーの使用量及び設置した後の建築物のエネルギーの使用量（別紙第1のとおり）